第６回　気仙沼市農業委員会総会議事録

１　会議の日時　　令和３年 11 月 25 日（木）午後２時４分から２時 38 分

２　会議の場所　　気仙沼市役所 ３階 第１・第２会議室

３　出席農業委員（13 名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫（欠）
７番　熊谷まゆみ	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10 番　三浦悦子	11 番　横山久一	12 番　吉田和広
13 番　畠山盛信	14 番　吉田幸志	

４　出席農地利用最適化推進委員（12 名）

15 番　松　敏明	16 番　村上正博	17 番　千葉清幸
18 番　白幡高二	19 番　立花淳一	20 番　佐藤信行（欠）
21 番　藤田隆一	22 番　佐藤良人	23 番　及川　衛
24 番　畠山義朗	25 番　三浦光雄	26 番　佐藤俊夫
27 番　小野寺隆一		

５　欠席農業委員
　６番　髙橋利夫

６　欠席農地利用最適化推進委員
　20 番　佐藤信行

７　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員
　なし

８　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　議案第１号　別段の面積の設定について
　第３　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
　第４　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
　第５　議案第４号　非農地証明願について
　第６　議案第５号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について
　第７　報告第１号　農地現状変更届の報告について
　　報告第２号　公共事業における農地の一時貸借の報告について
　第８　その他

９　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹兼主任	鈴木しずか
主査	菅野理絵
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後２時４分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，13 人であります。 定足数に達しておりますので，第６回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は６番髙橋利夫君の１人であります。農地利用最適化推進委員は，20 番佐藤信行君の１人から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，12 番吉田和広君と 13 番畠山盛信君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「別段の面積の設定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。この案件は，気仙沼市空き家バンクに登録されました空き家に付属する農地でございます。空き家バンクに登録された空き家に付属する農地につきまして，空き家利用者が管理及び耕作することを可能とするため，令和３年３月 25 日の総会で承認されました「移住・定住支援のための下限面積（別段の面積）の弾力化」に基づき，空き家とともに権利を取得する場合に限り当該農地を別段面積４アールの区域に設定したいのでその承認を求めるものです。場所は，角地です。その土地が宅地となっており，空き家が建っております。その宅地に隣接する土地が畑となっており，空き家の権利を取得する方が 10 アール以上の経営面積を持つ農家に限らず，耕作目的で利用できるように別段面積４アールの区域の設定をするためのものです。当該農地につきましては，議案第２号受付番号２番で売買申請がされており，本案件が承認されない場合は議案第２号受付番号２番の申請は取り下げとなります。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，質疑を行います。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）

議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，公示することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，本吉町新北明戸。議案関係図面は１ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりです。譲受人の経営面積は 3,254 ㎡。労働力は２人。従事日数は 250 日。農機具等は耕耘機，管理機各１台所有。トラクター，田植機各１台導入予定です。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号２番，角地。議案関係図面は３ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりです。譲受人の経営面積は 476 ㎡。労働力は１人。従事日数は 150 日。農機具等は耕耘機１台導入予定です。こちらは議案第１号で別段面積が４アールの区域の設定の承認をいただいた案件でございます。 受付番号３番，磯沢。議案関係図面は５ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりです。譲受人の経営面積は 5,837 ㎡。労働力は２人。従事日数は 500 日。農機具等はトラクター，耕耘機，田植機，稲刈機，管理機，軽トラック各１台でございます。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号４番，本吉町猪の鼻。議案関係図面は 13 ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりです。譲受人の経営面積は 17,266 ㎡。労働力は１人。従事日数は 200 日。農機具等はトラクター，耕耘機，田植機各１台です。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号５番につきましては，取り下げとなっております。 以上，議案第２号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。８番金野委員。
８番金野委員	８番金野です。11 月 23 日に現地を確認してまいりまして，許可相当というふうに判断いたしたところであります。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。12 番吉田委員。
12 番吉田委員	12 番吉田です。この物件は空き家バンクに登録されている住宅に付属する農地ということで，取得後はじゃがいも，ねぎを作付けするということです。農機具は非農家みたいなのですけども許可相当だと思います。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。17 番千葉委員。
17 番千葉委員	17 番千葉です。本日，現地を確認してまいりました。譲受人の御自宅の直ぐ隣の，今現在，畑で耕作をされておりますので許可相当と思います。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。７番熊谷委員。

７番熊谷委員	７番熊谷です。21 日の日に６名で確認してまいりました。事務局から説明があったとおりで，取得後は白菜，ねぎ等を作付けするとのことです。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号５番は取り下げとなりました。 受付番号１番から４番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も要件を満たしておりますので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書をそれぞれ交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町外尾。議案関係図面は９ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりです。太陽光発電のための設置でございます。太陽光パネル 336 枚。排水はございません。申請地を譲受け，法人個人向けに販売する電気を発電するための太陽光発電設備を設置するものでございます。 受付番号２番，本吉町猪の鼻。議案関係図面は 13 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりです。一般住宅。居宅２階建１棟 142.60 ㎡。駐車場４台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。申請地を父親から借受け，自身の居宅を建築するものでございます。 受付番号３番，赤岩迎前田。議案関係図面は 20 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりです。駐車場。建設用車両 12 台分。申請地を譲り受け，自身が経営する建設会社の建設用車両駐車場として利用するものでございます。 受付番号４番，本吉町津谷松岡。議案関係図面は 23 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりです。携帯電話無線基地局のための工事ヤードとして，一時転用し使用します。 受付番号５番，田中。議案関係図面は 30 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりです。一般住宅。居宅１階建１棟 80.40 ㎡。駐車場２台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。申請地を譲受け，居宅を建築するものです。

	受付番号６番，岩月宝ヶ沢。議案関係図面は 35 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりです。申請地を譲受け，資材置場として使用します。 受付番号７番，東新城二丁目。議案関係図面は 38 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりです。建売住宅。住宅２階建２棟 215.44 ㎡。駐車場４台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。申請地を譲り受け，建売分譲住宅として販売するものです。 受付番号８番，本吉町窪。議案関係図面は 46 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりです。一般住宅。住宅２階建１棟 130.83 ㎡。駐車場２台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。申請地を譲り受け，居宅を建築するものです。 以上，受付番号１番から８番までの８件について御審議をお願いします。 以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。23 番及川委員。
23 番及川委員	23 番及川です。この土地は被災した農地でありまして，一帯がもう遊休農地化しているところであります。近くにはソーラーパネルも設置してありまして，他所の農地に影響を与えることがないので許可相当だと思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。７番熊谷委員。
７番熊谷委員	７番熊谷です。事務局から説明があったとおりで，申請者が父親から借り受け，自分の居宅を建築するもので特に問題はございません。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。３番尾形委員。
３番尾形委員	３番尾形です。この案件は前にも審査して許可相当となっておりますので，大丈夫だと思います。よろしくお願いします。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。10 番三浦委員。
10 番三浦委員	10 番三浦です。６か月間の一時転用ということで，現地を調査しましたところ，問題なしと見て来ました。以上です。よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号５番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地は田中のＮＨＫ中継局の近くでございまして。これは排水も合併処理後，既存側溝へ放流ということで許可相当だと思われます。
議　　長	受付番号６番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。22 日の朝，４名で確認してまいりました。第３種農地ということでございます。周辺に農地はありますが，ほとんど耕作されておりませんでした。資材置場ということで許可相当と認められますので，よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号７番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。今日，委員５名で確認して来ました。周りも市街化しておりまして，そこの中にポツンと畑があるような状況であります。側溝も整備されておりまして，何ら問題なく許可相当と思われます。

議　　長	受付番号８番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。23 日に５名の委員で，申請者の立ち合いを求めて現地調査をいたしましたが，何ら問題ないと思います。許可相当と思います。
議　　長	受付番号１番から８番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も許可要件を満たしているということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	(議案朗読)
及 川 次 長	(議案説明) 議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，上田中二丁目。議案関係図面は 50 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。当該地は平成３年に農地転用許可を受け，ホームセンターの駐車場として賃貸していたが，その後，店舗の敷地及び当該店舗の駐車場として賃貸し現在に至っております。 受付番号２番，唐桑町小鯖。議案関係図面は 53 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。当該地は 40 年以上前から耕作を放棄し，その後，灌木類が生い茂り，農地として利用することが難しい状況となっております。御自身が高齢であるため，耕作することができなくなりました。こちらは令和２年度・令和３年度の利用状況調査において赤判定となっています。 受付番号３番，本吉町窪。議案関係図面は 58 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりです。当該地は 30 年以上前に物置を建築し，現在，宅地の一部及び庭として使用しております。農地としての復元性はないと思われます。 以上，受付番号１番から３番までの３件について，農地への復元性はないと判断いたしました。 以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。当申請地は，平成３年に転用許可を受けて駐車場として使っていた

	ようなのですけども。元々は区画整理地ということで，そのままになっていたのではなかろうかと思います。現在も店舗になっているところなのですけど，農地への復元性はないと思われますので許可相当と思われます。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。19 番立花委員。
19 番立花委員	19 番立花です。先ほど説明があったとおり，この場所は 40 年以上，耕作しておらず，農地利用状況調査の際も荒廃農地として判断が出ていますので，特に問題はないと思われます。以上です。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。27 番小野寺委員。
27 番小野寺委員	27 番小野寺です。現地を調査したのですが，物置が建っており，辺りが舗装になっていまして，当然，農地への復元性はないと思います。
議　　長	受付番号１番から３番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も農地への復元性はないと思われますので許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書 10 ページをお開き願います。受付番号１番，赤岩前田。議案関係図面は 61 ページになります。申請地の地番，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりです。賃貸人と貸借人との関係で，農地経営基盤強化促進事業に係る利用権設定です。水稲を作付けするとのことです。契約期間が令和３年 12 月 31 日までの現在の契約を，５年間更新するものとして申請がありました。 以上で議案第５号の説明を終わります。
議　　長	それでは，ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。３番尾形委員。

３番尾形委員	３番尾形です。場所は綺麗に整備されておりまして，やっておりますので，許可相当と思います。以上です。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長いかがですか。
農地検討委員長	２番熊谷です。この案件は賃貸借の更新ということで許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号は原案のとおり決定いたしました。
議　　長	次に，日程第７，報告第１号「農地現状変更届の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴木主任	(報告朗読)
及川次長	(内容説明) それでは，資料 農地現状変更届報告書の一覧表をお開きください。今月は，合計５件，９筆，11,733 ㎡の農地変更届がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。
議　　長	次に，報告第２号「公共事業における農地の一時貸借の報告について」を議題といたします。 事務局から，報告をお願いします。
鈴木主任	(報告朗読)
及川次長	(内容説明) それでは，資料 公共事業における農地の一時貸借，11 月総会報告をお開きください。今月は，県の公共事業につきまして１件，４筆，5,250 ㎡の一時貸借がございました。以上でございます。
議　　長	ただいまの報告に対して，質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)

議　　長	質疑はないようですので，報告第１号と報告第２号を終わります。
議　　長	次に，日程第８，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第６回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後２時 38 分 令和３年 11 月 29 日 気仙沼市農業委員会